

※別添仕様書は、仕様内容の主な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、別途配布している入札説明書等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

入札説明書等は電子調達システム (<https://www.p-portal.go.jp>) から入手可能です。

仕様書

1. 件名 令和8年度共通消耗品等の単価契約

2. 品目、仕様・規格及び数量

ア. 納入する物品は、別紙に記載した参考商品又は同等品とし、参考商品以外で応札する場合は、仕様・規格を満たしていることが確認できるカタログ等の写を提出し、担当者の了解を得ること。ただし、品目指定欄に「○」があるものについては、参考商品に記載の物品を納入すること。

なお、同等品は、参考商品と材質、仕様、大きさ等が機能的、品質的に同等以上であるものを基本とする。

また、予定数量はあくまで当初の見込みであり、最低発注数量を保証するものではない。

イ. 納入する物品は、原則として「国等による環境物品等調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」の基準に対応した製品（グリーン購入法対象品目に限る。）とすること。ただし、グリーン購入法の基本方針が規定する特定調達品目のうち、印刷用紙について入手が困難な状況が続いていることから、印刷用紙の判断基準を満たす特定調達物品の調達が困難な場合には、代替品の納入を認める。

3. 発注及び納入場所

ア. それぞれの発注者は、物品の発注を原則として年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）取りまとめて発注することとし、受注者は発注を受けた日の翌日から起算して30日以内（ただし、末日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）の午前10時から午後5時までの間に納入すること。

なお、前述の納入期限に間に合わないことが見込まれる場合には、その都度、発注職員と協議するものとする。

イ. 発注者の都合により上記にかかわらず、臨時に発注することがある。この場合は発注者が定めた納入期限までに納入すること。

ウ. 受注者は、名古屋農林総合庁舎1号館、安田庁舎、名古屋第4地方合同庁舎及び名古屋農林総合庁舎（仮称）に納入するときは、次項納入場所の（ ）内記載の各部課室ごとに納入すること。

エ. 納入先は次のとおりとする。

令和8年度中に庁舎移転を予定しているため、移転後の納入先及び納入時期等について

は、発注職員と打合せの上決定すること。

(1) 令和8年4月から令和8年5月までの期間

発注機関	納入場所	庁舎所在地
東海農政局	名古屋農林総合庁舎1号館 (企画調整室) (総務課) (会計課) (消費・安全部) (生産部) (経営・事業支援部) (農村振興部)	愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号
	安田庁舎 (地方参事官室) (消費・安全チーム) (経営所得安定対策窓口) (統計部)	愛知県名古屋市長区安田通四丁目8番
	岐阜県拠点	岐阜県岐阜市中鶉二丁目26番地
	三重県拠点	三重県津市広明町415番地1
東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所	安田庁舎	愛知県名古屋市長区安田通四丁目8番
東海農政局 土地改良技術事務所	名古屋農林総合庁舎2号館	愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号
東海農政局 新濃尾農地防災事業所	東海農政局新濃尾農地防災事業所	愛知県一宮市八幡五丁目1番14号
東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所	東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 (明治用水会館3階)	愛知県安城市大東町22番16号
東海農政局 西濃用水合第三期農業水利事業所	東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所 (弘光舎ビル7階)	岐阜県大垣市神田町一丁目1番地

(2) 令和8年5月から令和8年12月までの期間

発注機関	納入場所	庁舎所在地
東海農政局	名古屋第4地方合同庁舎 (企画調整室) (総務課) (会計課) (消費・安全部) (生産部) (経営・事業支援部) (農村振興部) (消費・安全チーム) (経営所得安定対策窓口) (統計部)	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番2号

	安田庁舎 (地方参事官室)	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目8番
	岐阜県拠点	岐阜県岐阜市中鷺二丁目26番地
	三重県拠点	三重県津市広明町415番地1
東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所	安田庁舎	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目8番
東海農政局 土地改良技術事務所	名古屋農林総合庁舎2号館	愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号
東海農政局 新濃尾農地防災事業所	東海農政局新濃尾農地防災事業所	愛知県一宮市八幡五丁目1番14号
東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所	東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 (明治用水会館3階)	愛知県安城市大東町22番16号
東海農政局 西濃用水合第三期農業水利事業所	東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所 (弘光舎ビル7階)	岐阜県大垣市神田町一丁目1番地

(2) 令和8年12月から令和9年3月までの期間

発注機関	納入場所	庁舎所在地
東海農政局	名古屋第4地方合同庁舎 (企画調整室) (総務課) (会計課) (消費・安全部) (生産部) (経営・事業支援部) (農村振興部) (消費・安全チーム) (経営所得安定対策窓口) (統計部)	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番2号
	名古屋農林総合庁舎(仮称) (地方参事官室)	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
	岐阜県拠点	岐阜県岐阜市中鷺二丁目26番地
	三重県拠点	三重県津市広明町415番地1
東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所	名古屋農林総合庁舎(仮称)	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
東海農政局 土地改良技術事務所	名古屋農林総合庁舎(仮称)	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
東海農政局 新濃尾農地防災事業所	東海農政局新濃尾農地防災事業所	愛知県一宮市八幡五丁目1番14号
東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所	東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 (明治用水会館3階)	愛知県安城市大東町22番16号

東海農政局 西濃用水合第三期農業水利事業所	東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所 (弘光舎ビル7階)	岐阜県大垣市神田町一丁目1番地
--------------------------	----------------------------------	-----------------

4. その他

ア. 受注者は、別紙記載の物品について、メーカーの都合による製造停止により納入できなくなったときは、当該製品に替わる「同等」もしくは「同等以上」の製品を提案し、発注者の承認を得たうえで、代替品を納入すること。

この場合において、契約単価が増加した場合は、当該増加分については受注者の負担とする。ただし、当初契約物品と代替品との価格差が著しく、社会通念に照らして軽微とはいえない場合は、受注者は発注者に対して価格改定の協議をすることができる。

イ. 契約期間中にメーカーによる価格改定が行われ、その価格差が社会通念に照らして軽微とはいえない場合は、双方協議して契約単価の変更を行うことができる。

なお、この場合において上記により代替品を納入しているものがある場合は、当該代替品を当初契約物品に置き換えて契約単価の変更を行うこととする。

ウ. 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当職員と打合せを行うこととする。

5. 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。